

診療録保存期間の延長を求める意見書

診療録保存期間の延長を求める意見書

令和2年度から令和5年度にかけて実施された新型コロナワクチンの特例臨時接種から、令和8年には5年が経過することとなる。

臨時接種における「予防接種健康被害救済制度」については、申請期限が設けられていない。一方で、申請に必要な診療録（カルテ）の保存期間には期限が設けられているため、必要な診療録が廃棄された場合には制度の利用が困難となり、制度の実効性が損なわれるとともに、被害救済に大きな混乱が生じるおそれがある。

医療機関における診療録の保存については、昭和23年に制定された医師法第24条により5年間の保存が義務づけられている。また、昭和32年厚生省令第47号「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第9条においても、診療録は完結の日から5年間保存しなければならないとされている。

しかしながら、訴訟リスク等を踏まえ、20年以上の保存が推奨される場合もあるものの、現状では各医療機関の判断に委ねられている。さらに、昭和55年3月4日の第91回国会衆議院予算委員会において、カルテの延長保存について議論が行われた際には、「慎重に検討する必要がある」との答弁がなされているが、現在に至るまで制度の見直しは行われていない状況にある。

また、厚生労働省が公表している令和8年1月26日付「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）」の審議結果によると、申請14,769件のうち9,439件が認定され、死亡一時金又は葬祭料として認定された方は1,063名に上っている。

体調不良により長期間療養している方や、複数の医療機関を受診している方にとって、カルテの開示手続きを行い必要な資料を収集することは、体力的にも金銭的にも大きな負担となる。また、膨大な資料を集めて申請し一度否認された後、数年を経て再申請し認定に至るケースもあるとされている。

府中市においては、生後6か月以降の乳児を含め、209,784人の市民が新型コロナワクチンを接種しており、令和7年9月22日の決算特別委員会会議録によれば、これまでに「予防接種健康被害救済制度」への申請が17件あったとされている。

また、大阪府議会は令和7年12月17日、申請に必要な診療録の保存期間を原則5年から延長するよう国に求める意見書を全会一致で可決している。

よって、府中市議会は国に対し、予防接種健康被害救済制度の適切な運用と被害者救済の実効性を確保する観点から、診療録の保存期間の延長について検討し、必要な措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

様

東京都府中市議会議長

佐 藤 新 悟